令和８年（フ）第９３号
茨城県日立市鮎川町５丁目14番２－101号、前住所茨城県日立市相田町３丁目42番７号
債務者　及川　堅司
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９９号
茨城県日立市若葉町３丁目14番13号
債務者　西野宮幹貢
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３４号
茨城県土浦市宍塚143番地５、前住所茨城県北茨城市磯原町磯原３丁目72番地　レオパレスフローラ201号
債務者　カセレス　スティーブン　ジョン　アキノ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０６号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘５丁目30番地８
債務者　飯泉　典男
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２１４号
茨城県つくば市天久保３丁目５番地８　学園サンハイツ２－Ｅ号
債務者　小谷　一郎
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第６８号
長野県小諸市大字平原773番地２　グレイスヒル　203
債務者　佐藤　将太
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３３号
岐阜県高山市丹生川町町方1950番地
債務者　井上　みく
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３６４４号
大阪府高槻市辻子３丁目66番１号
債務者　丸岡　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６８号
大阪市旭区大宮２丁目27番24号　小川ハイツ403号、前住所大阪府八尾市龍華町１丁目４番２－3507号
債務者　岡田　直和
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３２号
大阪府八尾市西山本町７丁目４番14号
債務者　北畑　知津
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７５号
大阪市平野区平野南３丁目４番31号　サンライズ平野南　105号
債務者　金田裕奈こと　金　　裕奈
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９７号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番６号　セジュールツルミ　402号、前住所大阪市城東区今福東３丁目17番20－407号
債務者　井筒　鈴香
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２７号
大阪市西区京町堀３丁目４番21－901号
債務者　新谷　紗希
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３８号
大阪府門真市向島町12番10号　コムズスクエア大日102号
債務者　椎葉梨央奈（旧姓田嶋）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７３号
大阪市此花区梅香３丁目５番18号　Ｂ－ＲＩＳＥ梅香　405
債務者　樋口　颯人
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７５号
大阪市住之江区新北島２丁目２番49－403号
債務者　井　　利勝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部